

老朽空き家解体工事費補助金申請必要書類

1. 不良住宅判定申請の必要書類

図書の種類	摘 要
<input type="checkbox"/> 不良住宅判定申請書	様式第 1 号。ウェブサイトからダウンロード可。※1
<input type="checkbox"/> 案内図	都市計画図（本庁舎 8 階 都市計画課で取得可）など。 ※補足事項（1）参照
<input type="checkbox"/> 空き家の外観写真	建物の外観写真を 2～3 枚程度。

2. 補助金交付申請の必要書類

図書の種類	摘 要
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書	様式第 3 号。ウェブサイトからダウンロード可。※1
<input type="checkbox"/> 事業計画書	様式第 4 号。ウェブサイトからダウンロード可。※1
<input type="checkbox"/> 空き家の使用状況報告書	様式第 5 号。ウェブサイトからダウンロード可。※1
<input type="checkbox"/> ①家屋の資産証明書 ②建物登記事項証明書のうちいずれか	① 資産税課（本庁舎 3 階）または尾西庁舎・木曾川庁舎の窓口 課、各出張所にて発行。※補足事項（2）参照 ② 法務局で取得。
<input type="checkbox"/> 工事見積書の写し	解体工事業者の記名のあるもの。見積の宛名=申請者（工事の契約者）であること。建設リサイクル法第 21 条に基づき、建設業の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）、又は愛知県知事の解体工事業登録を行っている業者であること。 補足事項（3）参照
<input type="checkbox"/> 委任状	任意の様式（参考様式はウェブサイトからダウンロード可※1）。 代理者によって申請手続きを行う場合に必要。申請者の自署または記名・押印あり（コピーは不可）。
<input type="checkbox"/> その他	必要に応じて提出をお願いする書類。 ※補足事項（4）参照

※1：各種様式は、市ウェブサイト【ページ ID:1024106】にてダウンロードできます。



補足事項

(1)案内図について

都市計画図(1/2500) (本庁舎 8階 都市計画課で取得可) 等を添付してください。

※ 138 マップ(<http://www.sonicweb-asp.jp/ichinomiya/>)の都市計画図でも申請可能です。

※ゼンリンの地図をコピーして提出する場合は、発行元であるゼンリンの許諾の証しとして、コピーした地図にゼンリン発行「複製許諾証」の貼付が必要になります。詳しくは、ゼンリンへお問い合わせください。

(2) 資産証明書の取得について

家屋の資産証明書は資産税課 (本庁舎 3階) にて発行しておりますが、いずれも本人確認や委任状が必要な場合があります。詳しくは資産税課 家屋グループへお問い合わせください。

資産税課 家屋グループ TEL 0586-28-8966

(3) 工事見積書の写しについて

有効期限に注意し、解体工事業者の記名のあるものの写しを添付してください。

※見積の宛名は申請者 (工事契約者) としてください。

※解体工事業者に関しては、建設リサイクル法第 21 条に基づき、建設業の許可 (土木工事業、建築工事業、解体工事業いずれか)、又は愛知県知事の解体工事業登録を行っている業者となります。

(4) その他の必要書類について

- ・申請者 (= 契約者) が、家屋の所有者と異なる場合は、家屋の所有者からの施工同意書を添付してください。
- ・家屋の所有者が亡くなっている場合は、相続人代表として工事を実施する旨の誓約書を添付してください。
- ・中古住宅を購入した場合で、所有権移転登記がまだされていない場合は、売買契約書の写しを添付してください。

☆市窓口のほか、オンラインでも不良住宅判定申請や補助金交付申請が可能です。

ご利用の方は右記二次元コードより申請してください。

※ウェブサイトからもオンライン申請ページを開くことができます。

ページ ID:1024106



不良住宅判定申請

補助金交付申請

【お問い合わせ】住宅政策課対策グループ 電話 (0586)85-7010 (直通)